

エキスパート登録 **専門家からの**

ワンポイント アドバイス



弁護士 **平井 功祥**

プロフィール

2000年4月大阪弁護士会に登録。2002年3月香川県弁護士会に登録換え。平井法律事務所（高松市丸の内）所長。早めの相談がリスクマネジメントの要です。お気軽にご相談ください。

「契約書」を見直してみませんか？

皆さんは、業務で様々な「契約書」を目にしておられることと思います。しかし、法律的には原則として口約束で契約は有効に成立し、「契約書」を作ることは求められていません。では、「契約書」を作る目的はどこにあるのでしょうか？

一言で言えばその目的は「リスクマネジメント」のためです。契約書を作れば、その事実が契約成立の証明になります。私自身、契約書を作ってなかったために「契約が成立したかどうか」が争いになっている裁判を何件か担当しています。当然、訴訟になれば時間も労力も経済コストもかかります。契約書を作ることが訴訟リスクを低減させるという実例というて良いでしょう。

契約条項を論理的に解釈すれば、その契約に基づく権利と義務の内容が具体的に分かるようになります。契約上のトラブルが発生したときに、どちらにどのような責任が発生するのか、どの程度の経済負担を被るのかといったリスクを明確化することができます（＝リスク分析）。このリスクを明確化すると

いうことはトラブル予防対策の第一歩であり（＝リスクコントロール）、さらに損害保険をかけることで将来の経済負担を軽減することも可能になります（＝リスク負担のアウトソーシング）。

もう一つ重要なことは、法律や社会の変化に合わせて新たに生まれてくるリスクを分析し、柔軟に契約書に取り込んでいくことです。例えば、「暴排条例」が制定されるとともに、各種契約書に「暴排条項」が導入されたことで、反社会的勢力との関係遮断が社会的要請という新たなリスクが生まれました。このリスク対応を怠ったメガバンクが厳しい非難を浴びたことは記憶に新しいところです。

いかがでしょう。契約書を作ることで「リスクマネジメント」が可能になるということをイメージいただけたのではないのでしょうか？

これから2020年4月1日には民法の債権法改正が施行されます。皆さんの事業に関わる改正も含まれています。この法改正リスクに備えて契約書の内容を見直してみることをお勧めします。

高松法務局からのご案内



登記事項証明書の請求は、**インターネット**が便利でお得です！

登記所窓口で請求の場合

1通
600円

なんと！

インターネットで請求の場合

1通
500円（郵送受取）

土地・建物、会社・法人の登記事項証明書の請求には、自宅や会社のパソコンのWebブラウザから、インターネットを利用して請求できる「かんたん証明書請求」をご利用ください。請求された証明書は、ご自宅・会社等への郵送のほか、最寄りの登記所や法務局証明サービスセンターでもお受け取りいただくことができます。

お問合せ先

高松法務局民事行政調査官室 TEL 087-821-6342

詳しくは法務省ホームページをご覧ください。

<http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp>

かんたん証明書請求

検索